

## 編集後記

一昨年(一九九八年)の九月に「鳥取地域史研究会」の設立準備会を発足させ、以来、月例会(研究報告会)を積み重ねてきています。昨年二月には設立総会を開き、会員の皆様にご賛同いただきました。それから、ほぼ一年が経ち、ここに『鳥取地域史研究』第一号の発行となりました。まずは本会事務局、会員一同これを喜びたいと思います。

当誌に貴重な論稿をお寄せいただいた執筆者の方々には、編集・製作上、十分な時間を設定できず、心苦しくもありましたが、快く応じていただき、改めて感謝の意を申し上げます。

思えば、これまでトントン拍子で会誌の発行まで漕ぎ着けた感もありますが、偏に本会関係者の地域史研究にかけける並々ならぬ意欲の結集によるものと言えましょう。勿論、本会が、先行する諸研究に導かれて今日に至っていることは言う迄もありません。

まずは第一号。「研究誌は継続させることが重要」と言われます。鳥取における歴史研究に新局面を切り開く数多くの論稿が当誌から発表され、蓄積されて行くことを心より願っています。

鳥取地域史研究会 編集担当 池内 敏 伊藤 康晴

## 鳥取地域史研究 第1号

平成11年(1999年)

2月21日発行

編集・発行 鳥取地域史研究会  
会 長 安 藤 文 雄  
事 務 局 〒680-0011 鳥取市東町2-124  
鳥取県立博物館内  
0857(26)8044  
印刷所 株式会社ティエスピー

## 竹島渡海と鳥取藩

### —元禄竹島一件考・序説—

はじめに

「竹島一件」とは、近世における竹島(現在の隠岐島)およびその周辺海域の利権をめぐる日朝間の係争のことをいう。この係争は、時期的にもっとも狭く範囲を限定すれば、鳥取藩領米子町人の訴えに比べて徳川幕府が朝鮮人の竹島出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六(一六九三)年から、徳川幕府が日本人の竹島渡海禁止を命じた元禄九年に到るものである。しかしながら、元禄六年の米子町人の訴えには、それまで彼らが排他的に竹島周辺での利権を確保してきたという背景があるから、「竹島一件」を論じるためには、米子町人らの竹島渡海の歴史から話を説き起こす必要がある。

これまでのところ、右の「竹島一件」に関わって、歴史学の文献を引用しつつ最も詳細に論じたのは「川上健三」である。その後に見られた諸論稿(『農村秀樹』堀和生、内藤正中一九九五、『孝業』内藤正中一九九八)は、立論の趣旨が全く異なる場合であっても、個別事実の評価に些かの違いが認められこそすれ、「竹島一件」理解の大筋は「川上健三」と変わらない。

ここでいう「竹島一件」理解の大筋とは以下の通りである。鳥取藩領米子の大谷甚吉が村川市兵衛とともに竹島渡航許可を幕府に申請し、

元和四(一六二八)年、幕府は「渡海免許」を発給した。大谷・村川両家は輪番で竹島渡海を行い、寛文元(一六六一)年ころには松島への「渡海免許」も与えられた。ところが元禄六(一六九三)年、竹島で大谷家一行と朝鮮漁民とが競合し、大谷・村川両家が幕府に訴えた。そのため、竹島の漁業権・領有権を争う日朝間の外交交渉「竹島一件」に発展した。元禄九年一月、大谷・村川両家の竹島渡航が禁止されて、「竹島一件」に決着がつけられた。

さて、本稿では、竹島渡海と鳥取藩との関わりに重点を置きながら、右の通説的理解の再検討を試みたい。ただし、本稿は時期的に元禄五年までを扱い、「元禄竹島一件」の歴史的前提について考察する。

### 一 「元和四年竹島渡海免許」

元和四(一六二八)年、江戸幕府から米子町人大谷甚吉・村川市兵衛に対して竹島渡海免許が出された、とこれまで考えられてきた。その論拠は、手近なところでは「鳥取藩史」事変志一「竹島渡海禁止并渡海沿革」の記述に求められる。

【史料1】

池内 敏



は、朱印船が出航のつど、老中から長崎奉行に宛てた奉書を必要とするというものであったから、宛先は「竹島渡海免許」にあるようなものとはならない。

それでは「竹島渡海免許」とはいかなる「免許」であつたらうか。この免許は、伯耆国米子から竹島へ船で渡る筋道がついているという事実を前提に「如其今度致渡海」ことを村川・大谷が申請し、幕府として了解したというものである（前掲「史料1」）。そして文面を読む限り、幕府として「今後の」渡海を了解したのではなく、「今度の」渡海について了解したものである。しかも幕府の了解は、村川・大谷に対してではなく、彼らの属する鳥取藩の領主に対して宛てられた。

さて、「竹島渡海免許」は、異国渡海朱印状のように渡海の終わるごとに返却されたであろうか。別の言い方をすれば、「竹島渡海免許」は渡海ごとに改めて申請しなおされたであろうか。この免許は、年寄（老中）連署奉書の形式でいったん鳥取藩主に宛てて発給され、藩主から間接的に大谷・村川に対して許可が下される形式をとった。したがって、渡航時（または渡航中）の藩主が代替わりをしておれば、更新された新しい渡航免許の宛先も変わってくるはずである。

寛永一四（一六三七）年、竹島渡海後に朝鮮半島に漂着した村川市兵衛三〇人は松平新太郎（池田光政）宛の「竹島渡海免許」の写を携行していたが、ときの鳥取藩主は池田光仲（松平勝）（庄五郎）である。

一方、寛文六（一六六六）年七月にも伯耆米子の大谷九右衛門船二二人が竹島渡海の際朝鮮半島に漂着しているが「池内飯 付録年表・整理番号13」のこのときの一行も「御老中様より松平新太郎殿へ被遣候御状之写」を所持していた。これもまた寛永初年に発給された「竹島渡海免許」の写と考えて良からう。ときの藩主も池田光仲である。

とすれば、寛永初年に「竹島渡海免許」が与えられてのち、大谷・村川は渡海ごとに免許を更新することはなく、また藩主の代替わりによ

く松島現在の竹嶋（嶺島）であり、この史料から、一六五〇年代半ばころから松島渡海の始まったことが知られる。

こののち、四代目大谷九右衛門（鳥房）は元文元（一七四〇）年四月、寺社奉行に提出した請書のなかで三代目九右衛門とほぼ同文によって松島押領と渡海について述べる（川上健三、三七三頁）。川上健三は、この三代・四代ふたりの九右衛門の記述を根拠にして松島渡海免許が幕府によって出されたことが明白だとする（川上健三、三七三頁）。その上で川上は、万治二（一六五九）年に阿部四郎五郎が松島渡海に関する幕府の内幕を得、寛文元（一六六一）年から大谷家の松島渡海が始まったと推測する（川上健三、三七三頁）。

ところで、三代目大谷九右衛門は松島押領と渡海について述べるものの、「寛永初年竹嶋渡海免許」のことき文書の中には言及しない。また、寛文六（一六六六）年、大谷船が朝鮮に漂着して対馬藩による所持品調査がなされた際、「竹島渡海免許」は見いだされたが「松島渡海免許」なるものは見あたらない。発行からわずか一〇年を隔てない時期に、大谷船はなぜゆえに免許を携行しなかったのだろうか。

そこでまず、川上健三が大谷家の松島渡海開始を寛文元年だと結論づけた史料から検討してみたい。これらは川上にとつて、「松島渡海免許」の発給時期を確定する作業と密接にかかわるものと位置づけられてもいる。

【史料4】

七月十五日村川市兵衛越候御状拝見、殊更睦踏皮三足贈給係候、先以a)道喜老初各御無事之由目出珍重存候、此表無相替儀、(b)四郎五郎無為拙者体と無異儀罷在候、可御心安候、如承意奉中ハ久々御在江戸候へ共、為差御馳走も不仕、今更御残多候、(c)御又竹嶋渡海筋松嶋へ之小舟之儀被仰越候、今度市兵衛方二様子具承候、(d)去年市兵衛舟出候、着舟不申大分之損仕由、(e)於然

際して更新を申請することもなかったといえよう。大谷・村川の手元には「寛永初年竹島渡海免許」の写しか無かつたのである。そうした状態が竹島渡海禁止の命じられた元禄九年正月に至るまで変わらなかつたことは、次に示す竹島渡海禁止を命じた老中奉書の文面からも窺い知ることができよう。

【史料3】

先年松平新太郎因州・伯州領知之節相窺之伯州米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉竹島江渡海、至于今雖致漁候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守 政直  
戸田山城守 忠昌  
阿部豊後守 正武  
大久保加賀守 忠朝

松平伯耆守殿

(伯耆志)四二頁、「鳥取藩」六、四六六頁

こうした点を踏まえるならば、大谷・村川の竹島渡海について、徳川幕府が渡海のとつ公式に再確認をしていたわけではないことが知られよう。とすれば、「元和四年竹島渡海免許」発給をもって、「かくて日本人による竹島（嶺島）の開発は幕府公認の下に本格化することとなる」（川上健三、三七三頁）と評価することには躊躇わざるを得ない。

二 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家

(一)「寛文元年松島渡海免許」

延宝九（一六八二）年、幕府巡檢使に対する請書のなかで三代目大谷九右衛門（鳥房）は、「竹嶋之道筋三式十町廻り申小嶋」を「廿四五年以前、阿部四郎五郎様御取持を以拝領、船渡海仕候」と述べる（川上健三、五一―五二頁）、大谷家目録1―19。ここにいう「小嶋」とはおそ

ハ先市兵衛舟道候、貴様ハ重而之番より渡海可然候、其節御越候ハ、御直委可承候、当年御当地永々御入候へ共、何之沙汰も不被仰候候て、筆談にてハ委細承知も不能成候、(f)其上市兵衛申分とハ貴様書面少相違成儀も御座候、市兵衛口上にて有物語候、猶面談可得御意候、恐惶謹言

（万治元年／一六五八）九月七日 龜山庄左衛門（花野）

猶々、去年市兵衛分之損仕由候、先村川舟渡海、貴様ハ重而之番より遣し可然候、其内貴様御越候ハ、御直委可承候、已上

【史料5】

村川市兵衛方へ遣す書状之写

大屋九右方被罷越候間一筆令啓上候、夏中御越候へ共、何之御馳走も不申、今更御残多存候、道中無異儀御越御在宅候哉無心元候、此表別状無之、且那一統無事拙者体も無恙候間可安御心候、然者(a)竹嶋近所之小嶋へ小船渡海之儀、去年貴様被仰候ハ、大屋九右衛門方ハ同心無之候間貴様斗にて可遣哉と被申候間、其節(b)我等申候ハ、当分同心無之候ても定而所務も有之候、大屋も渡度と被申にて可有之候、口上にてハ無同心と申分ハ実儀不被存候、其内ハ貴様斗御渡し可被成哉と申置候、(c)今度九右衛門殿被參被申候ハ、市兵衛同意ニ小船渡海仕度旨候、拙者挨拶仕候ハ、尤左様可有之と存知候、然共(d)去々年村川大分之損仕由、因茲先來年も村川船道候、(e)大屋渡番來ル丑寅兩年より九右方渡し、夫より如例兩人にて順々に御渡し可然候、彼嶋草木も無御座候之所、別之所務無之、みち油取申候一種之由候、(f)於然者互事六ヶ敷無之様御談合可被成候、恐惶謹言

右之通、村川市兵衛方へ申置候、為念案書懸御目候、以上



一六四〇年代後半ないし五〇年代はじめから、右史料傍線部に見られるような松島経営の展望を温めていた村川からすれば、たとえ単独であつても松島渡海事業は行いたかつたであろう。そして遅くとも明曆三（一六五七）年にはそれを実行に移していた。

こうして村川単独による松島渡海の既成事実化が進められていた以上、阿部四郎五郎の存生中に老中から得たという内意（史料7）（b）は、松島渡海の新規許可ではありえない。また、「市兵衛殿・貴様へ」交付した「証文」（史料7）（c）もまた同様に松島渡海の新規許可ではありえない。それらは「市兵衛殿・貴様」両者へ交付されたものであつたから、村川単独により既成事実化された松島渡海を否認し免許を与えるものともなりえない。先年渡しておいた「証文」どおりに「舟御渡し可被成」（史料7）（d）ともいうのだから、「内意」にしろ「証文」にしろ、おそらくは村川が先行して進めていた単独での松島渡海を刷新し、大谷・村川双方による渡海事業へと調整する内容をもつものではなかつたろうか。大谷と村川の「談合」（史料5）（f）や「御相談」（史料7）（c）を重視したのはその点と関係する。

ところで、阿部がかように大谷・村川双方の「談合」「御相談」を重視し、かつまた阿部が調整役として乗り出さざるを得なかつた事情についても言及しておきたい。

さきほど万治元（三）（一六五八）六〇）年に、松島渡海をめぐる大谷・村川間の調整作業が進められたことを述べた（史料4）と「史料7」。この時期、大谷家当主であつた初代大谷九右衛門勝宗（重喜）は九〇歳を越える高齢であつた。そのため万治二（一六五九）年、大谷道喜は病のため出府できず、幼少の倅惣助を御目見に派遣した。「貴殿（大谷道喜のこと）引用者註）病氣二付而、為名代同姓惣助御下」（五月晦日、大谷家書二と、『伯耆志』四一五・六頁）とか、「倅惣助前髪にて江戸出府、

六年大谷船の積荷にかなりの違いがみられること（表一）や、卯年（年未詳）六月廿八日付の島取藩家老以下を対象とする「海鹽之油」割符状に「当年は去年之半分積み参り候」とあるところからすれば、「難船等損害」（年により豊凶）のあつたこともまた首肯できる。しかしながら、天和元年、大谷・村川両家が相談の上そうした年々の不均衡をただすようになつた、といえるかについては疑問である。川上の右記述の論拠となつた「協約」とは以下の史料である。

〔史料9〕

取替し申一札之事

一 当暮より、(a)竹嶋・松嶋自今以後寄合之所務に仕候、然上ハ此儀二付、仮令損亡在之候而も利分在之候而も兩人割符仕、右之算用少も無相違可致事、  
一 兩嶋帛帆御、所務之品々少二ても無偽明白に可申相事、  
一 兩嶋仕出之算用、是又互二少二ても隠偽申間敷事、  
右如一札之、子共之代二至迄、(b)兩嶋寄合二仕候上ハ、互無遠慮致相談、嶋仕出し目互疑無之様ニ可仕候、尤損亡又ハ利分在之候節ハ、猶以兩人割符無相違様二堅算用可申事、依為後之年之  
一 札如件、

村川市兵衛

天和元年 西ノ十二月廿三日

大屋九右衛門殿

（川上健三、九二頁、大谷家目録一―二五）

この史料が、大谷・村川両家の竹嶋・松嶋渡海およびその収益について合意がなされた文書であることは間違いない。ただし、それが川上の説くように、年々の収益の不均衡をただす意図を含んだものとする（こと）はできない。傍線部（a）（b）に見るように、ここで合意されているのは、今後竹嶋・松嶋両島への渡海を大谷・村川の共同で行う（「寄合之所務」ということ）である。そこで生じた損益については両者折半す

城内にて元服九右衛門と改名」（六月朔日、大谷家書二―三）という。こうした当主の高齢・病氣および後継者の幼少という現状にあつては、既に単独での松島渡海を進めつつある村川側に対応できるだけの判断を下すことは、大谷側にとって困難だったのであるまいか。また、ことを大谷・村川双方に任せきりにしたのは、両者の均衡を保てる保障がなかつた。相対的に非力な立場に置かれた大谷側が、阿部側と緊密に連絡を取りながら利害調整を求めたのではなかつたか。

以上を要するに、「松島渡海免許」なるものは存在しないのである。万治（寛文）の交に現れた事態は新たな渡海免許発行ではなく、渡海をめぐる大谷・村川両家の利害調整に過ぎなかつた。寛文六年、竹島渡海の帰りに漂流した大谷船が「寛永初年竹島渡海免許」の写のみを携行し、松島渡海免許を携行しなかつたのは蓋し当然であつた。

（2）「寄合之所務」について

川上健三は、大谷・村川両家の竹嶋・松島経営について「輪番で隔年渡海し、その收穫はそれぞれ自家の所得としていたが、年により豊凶があり、また時に難船等の損害もあつて収入に不同があつたので、両家相談の上、天和元年（一六八一年）以降収支損益相通じて計算することとなり、次のとおり協約を取りかわした」（川上健三、九二頁）と述べる。

厳密な一年交代であつたか否かはひとまず措くとしても、ある時期に大谷・村川両家が輪番で竹嶋・松島渡海を行つていたのは事実であろう。それは、万治二（一六五九）年の大屋道喜あて龜山庄左衛門書状に「如例兩人にて順々に御渡し可然候」（史料5）（e）とあることや、寛永一四（一六三七）年に漂流した竹島渡海船が村川市兵衛船だけであり、寛文六（一六六六）年の漂流船が大谷九右衛門船だけであつたことから裏付けられよう。そして、寛永一四年村川船と寛文

る、というのである。

この点については、次に示す「史料10」からも傍証できよう。これは大谷家目録2―23の概要であり、目録では年未詳とされるが延宝九（一六八一）天和元年のものである。二代大谷九右衛門（島寒）の隠居名が瀬兵衛だから、傍線部（b）にいう「同姓瀬兵衛」とはこの人のことを指す。大谷瀬兵衛は延宝七年九月三日に没しているから、この史料は延宝九年のものに分かる。また、島取藩政史料「御在国在府日記」延宝九年七月一三日項に村川市兵衛御目見に関する記録がある（後述）ので、傍線部（a）の記述とも合致する。

〔史料10〕

年不詳八月二日付、阿部四郎五郎正重より大屋九右衛門宛返事（a）市兵衛首尾能御目見仕り恐縮の事、其の方は病氣の由、少し間をおいて出府するように、（b）同姓瀬兵衛去々年九月三日死去、力落しの事、当方も知人故残念、（c）近年竹嶋の様子宜しからざる旨を村川市兵衛より聞き、尚、松島渡海の船破損、市兵衛も近年兩島にての所務無く難儀致し、（d）此の上は兩人相談し、一所に船遣り、帛帆後損得兩方割符にする様に、云々

（大谷家目録二―二五）

この子細は不明ながら「近年竹嶋の様子宜しからざる」こと、村川市兵衛の仕立てた松島渡海船の破損、近年村川が竹嶋・松島で収益をあげられないこと、こうした事情がきっかけとなつて（c）、今後の竹嶋・松島渡海のある方を変更しようというのである。新しいやり方は、大谷・村川が一緒に船を出し、帛帆ののち収益を折半する、というものであつた（d）。こうした変更は、阿部から大谷に対して提案されているところからすれば（d）、村川側から阿部に対する働きかけでもあつたのかもしれない。

竹島渡海に伴う収益が思わしくないことは、同じ年の大谷家の史料

にも明らかである。

〔史料11〕

覚

一先年二違、近年ハ竹嶋所務も年々二減シ、油等も御存如被為遊候漸式三拾樽或ハ四五拾樽ならてハ不參、此分三而ハ中々勝手二違不申候得共、御公儀様へ年々鮑大分二被為召上、鮑前銀として銀子過分二拝借仕、御影を以竹嶋渡海仕、雖有仕合奉存候、

(三ヶ条略)

右御断如申上候、何とそ鮑前銀例年之通拜借仕候様二被為仰付被下候ハ、別而難有可奉存候、勝手不如意之私儀ニ御座候へハ鳴用意難調迷惑仕候、村川市兵衛儀も来暮より鳴用意仕儀ニ御座候へハ、是又同前二難有儀奉存候、御了簡奉頼上候、以上

天和元年

西ノ十月晦日

(大谷氏日記一)

鳥取藩は大谷・村川両家の竹島渡海に際して前銀の貸出しを行った(後述)から、右史料にいう「御公儀様」とは鳥取藩のことである。鳥取藩からの借銀でこれまで家業を継続させてきた。近年はとりわけ竹島渡海に伴う収益が減少しているから、今年も例年通り藩からの借銀をお願いしたい、という。

このように竹島渡海による収益の減少するなか、延宝九(天和元)年八月初の阿部提案をうけて、同年暮、大谷・村川は竹島・松島の共同渡海を行なうことで合意した。輪番でなされてきた竹島・松島渡海は、天和二年の春からその形態を変えることとなったのである。

三 竹島・松島渡海と幕藩権力

(1) 「竹島渡海免許」発給以前の状況

『多聞院日記』天正二〇(一五九二)年五月一九日条に、伯耆人弥

あるいは配下に収めながら、大谷・村川は竹島渡海の利権を排他的に確保していた。

もつとも「竹島渡海免許」は寛永二年(または元年)の一回限りに発給されたものであり、その後更新されることはなかった。そのため「竹島渡海免許」発給を機に始められた公義御目見と、そこに形成された幕閣とのつながりを跨る由緒が、競合者を排除する役割を補完した。

その大谷・村川の公義御目見は、四、五年に一度ずつ阿部四郎五郎家が寺社奉行へ申入れることによって実現された(後掲「史料12」)(c)、『表2』から、仲介者が継続の努力を払って初めて維持されるものであった(後述)。とすれば、幕府と大谷・村川両家との関係は、必ずしも公的・継続的なものではなく、代々の阿部四郎五郎家による仲介の努力によって維持された私的・不定期の関係であった。

ところで、鳥取藩以外の幕藩領主にとつて、竹島産の珍品は阿部四郎五郎家との関係を介してのみ入手できた。たとえば年末詳六月二日付の村川市兵衛あて亀山庄左衛門書状は、百合草・にんにく・大竹ほか竹島産の珍品を大坂肥後島橋屋清三郎方へ届けるよう指示し、亀山もまた大桐一本を所望する内容が記される。その書状中で「四郎五郎并拙者名と書、自然竹島へ之用之儀申遣者有之候、必承引被仕間敷候、此段九右方江今度直々堅く申渡候」というから、阿部四郎五郎の名義を借りて竹島産の珍品を大谷・村川に注文する者もあつたのであろう。阿部もまた、大谷・村川とつながることである種の特権的な地位を得た。

代々の阿部家と大谷・村川家が密接な人間関係を築いでゆくことで、大谷・村川家に権威と由緒が付与された。そのことを通じて、大谷・村川両家は竹島周辺における利権を排他的に確保することとなつたのである。

七が「いそたき人蔘」を持参して奈良興福寺多聞院英俊のもとを訪れたとする記事がある。中村栄孝はこの記事から、磯竹島(蔦島)が菓劑としての人蔘の産地として知られていたことを推測する(中村栄孝、四六〇頁)。元和四(一六一八)年七月、出雲三尾関の住人馬多三伊ら七名が蔦島出漁中に漂流して朝鮮に至り、元和六年には、ひそかに竹島渡海を行つていた対馬人弥左衛門・仁右衛門(または飯坂弥左衛門父子)が捕らえられて処罰された。こうした事例からすれば、寛永二(一六二五)年(または元年)竹島渡海免許が大谷・村川両名に発給される以前、偶然的の漂着ではなく意識的な竹島渡海を行う者が既に存在した。

(2) 大谷・村川家と鳥取藩

ここで、元和四年に竹島渡海を行ったのは出雲三尾関の住人であった。大谷・村川が竹島渡海を行う際には、米子から出雲津津(三尾関)を経由して隠岐島後福浦へ渡り竹島へ向かったというから、出雲・隠岐の住人が独力で竹島渡海を行うこともありえた。そして寛文六(一六六六)年朝鮮に漂着した大谷船の場合、乗員二名の生国の内訳は伯耆一名・隠岐九名であった(『竹島考』大谷之船漂到朝鮮国)。万治三(延宝九(一六六〇)〇八)年の間の時期には、材木伐採を目的に大谷・村川以外の「他所の者」が竹島に入り込み、「脇より訴訟人達の六ヶ敷事出来」という(大谷家2120・29)。また、享保七(一七二二)年、石見国安濃郡の三名が七年以前に竹島で潜商行為をはたらいたとして処分された(内藤正一、一九五、一六頁)。さらに「史料8」に登場する鳥取城下の初期商人石井宗悦は何らかのかたちで竹島渡海に関与しようとした。おそらく因幡国も含めて山陰地域の人々には竹島渡海とその利益にあずかる可能性があり、大谷と村川が互いに競争者となりうる可能性すら皆無ではなかった。

このように藩領を越えた各地に潜在的に競合する勢力があつたから、大谷・村川は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ求めた。それが「寛永初年竹島渡海免許」であった。そうして競合する勢力を排除し、

大谷・村川家の竹島渡海に際して鳥取藩が経済支援を行なつたことはこれまでに知られている。たとえば、万治二(一六五九)年一〇月三日付串船売上証文や寛文三(一六六三)年正月一日付御城銀借用証文によれば、村川市兵衛が一貫五百目丁の銀を鳥取藩から借受け、竹島渡海で獲た串船を藩に買上げてもらい、その際に買上高と借銀高との清算を行つた(『鳥取藩幕末史』四六三・四頁)。渡海前における藩からの借銀は、管見のかぎりでは寛永一五(一六三八)年から認められ、その史料に「此以前のこと」とあることからすれば、こうしたやり方は寛永一五年より以前からの慣行であった。そして、元禄六(一六九三)年一二月までこうした借銀が継続された。

鳥取藩が大谷・村川両家から買い上げた串船は、「竹島串船」として将軍家ほか幕府要職たちへの献上品として用いられた。竹島串船の公義献上日時が具体的に分かるのは寛文一一(一六七)年からのことであり、そうした行為がいつ頃まで遡りうるものであるかは十分明らかではない。ただし寛文八(一六六八)年までにはそうした献上が始められており、元禄九(一六九六)年の竹島渡海禁止に到るまで続いた。こうした献上の積み重ねを通じて、他藩からも「御代々伯耆守様より竹島公義江御献上」として知られるに到る。

ところで、延宝九(一六八)年三月二九日、阿部四郎五郎正重は小普請入りとなり公務を離れることとなった。このためこの年から大谷・村川両家の公義御目見は鳥取藩が取り持つこととなつた(『史料12』(a)(b))。『史料12』はそうした事情について、稲葉丹後守・水野右衛門大夫・松平山城守の寺社奉行三名に申入れたものである。

〔史料12〕

伯耆国米子村川市兵衛儀、公方様江御目見罷越候、(a)先年より安部四郎五郎殿御取持二而御目見仕来り候、然処当年ハ四郎五郎

殿御役儀御免故、被成御取持儀難成首尾有之ニ付、(b)自今以後殿様より罷出御頼筈也、因茲稲葉丹後守殿・水野右衛門大夫殿・松平山城守様江御使者以井上政右衛門被仰遣之、

御口上

伯耆国米子町人村川市兵衛と申者、先年より御当地江罷下、御城江罷出候付、当年も御当地江罷越候、(c)最前より安部四郎五郎殿被御取持、御先役之御衆中様江も被仰達由付、終此儀不申入候得共、領分之儀ニ付、以使者申入候間、(d)先規之通首尾可然様頼度候、以上、

右之通被仰達候処、いづれも御心得被成との儀也

(鳥取藩池田家史料「御在国在府日記」延宝九年七月三日条)

これまでは阿部四郎五郎殿が村川市兵衛の公義御目見について歴代の寺社奉行(御先役之御衆中様)に申入れを行ってきた(c)。今後は鳥取藩主名で申し入れることとなるが、これまでどおり御目見がかなうよう頼みたい(d)、というのである。

さらに貞享二(一六八五)年五月、こんどは大屋九右衛門の公義御目見を鳥取藩が取り持った。

〔史料13〕

一 伯耆国大屋九右衛門・村川市兵衛、公方様江御目見奉願度由ニ而、御当地江罷越候付、寺社御奉行衆江御使者被遣

水野右衛門大夫殿江

御口上

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役ニ而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年ニ一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前ニ罷下、(a)御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、

本多淡路守殿  
坂本内記殿

御口上

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役ニ而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年ニ一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前ニ罷下、(b)御先役中之御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、右御使者、愛洲三郎助相勤

追加、九右衛門儀、来ル廿八日御城江罷出御目見仕、

(鳥取藩池田家史料「御在国在府日記」貞享二年五月六日条)

ここで鳥取藩江戸藩邸は、寺社奉行に大屋九右衛門御目見を依頼するに際して、水野右衛門大夫と本多淡路守・坂本内記とに分けて口上書を用意している。二つの口上書は、大屋九右衛門が村川市兵衛と同様に竹島渡海を行っている者であること、八・九年に一度ずつ御目見のために江戸に参府すること、村川市兵衛は五年以前(延宝九年)に御目見を済ませたこと、以上三点の事情説明において共通している。異なっているのは、延宝九年の村川市兵衛御目見について「御取持を以(a)とするか」「御先役中之御取持を以(b)とするか」である。これは水野が延宝九年七月時点で既に寺社奉行として村川御目見に関わった経験をもっていたことと、本多・坂本がそうではなかったことの違いによる。先例のあることを説明した上で、依頼の趣旨について合意を得る必要があったからである。鳥取藩なり阿部四郎五郎家が大谷・村川両家の御目見を実現するには、そのつど人間が入り替わる寺社奉行に対し、先例の説明を行う手間を惜しんではならなかった。

こうして延宝九(一六八一)年七月以後、鳥取藩が大谷・村川両家

の公義御目見を取り持つようになった。公義御目見による権威・由緒

によって大谷・村川の竹島渡海における排他的利権が保障されてきたとすれば、こののちの竹島渡海に対する鳥取藩の関与はこれまで以上に深まったといわねばなるまい。それは従来のごとき経済的な支援にとどまらない。これ以後鳥取藩は、大谷・村川家の竹島渡海をいわず九(一)と抱え込むこととなったのである。

ほぼ將軍家と幕府要職者(老中・若年若しか)に限って献上されてきた鳥取藩の竹島申飽は、鳥取藩が公義御目見の取り持ちをするようになって以後、とりわけ貞享二(一六八五)年ころから献上回数が増える。また鳥取藩との利害関係が考慮されて新規の贈与が始まる事例も見いだされる。元禄二(一六八九)年末、吉良上野介・大沢右京大夫に贈った竹島新申飽は「御規式等之御用」に対する謝礼の意味であり、能勢惣十郎・伊東九郎左衛門に対するものは、何らかの「御用」に対する謝礼の意であった。また、貞享二年一二月には松平摂津守から丸千竹島鮑を所望されている。それまで阿部四郎五郎家に対してなされてきた「所望」が、鳥取藩に対して申し入れられるようになった。

ところで、これまで大谷・村川・阿部三家は、その代替りごとに竹島渡海に関わって相互に再確認しあい、密接な関係を継続・保持してきた。その関係を前提にして阿部の仲介による大谷・村川の公義御目見が実現し、竹島渡海の利権が護られてきた。それが、延宝九年七月の事態を境にして、公義御目見の取持ちが阿部四郎五郎家から鳥取藩に切り替わった。このとき、新任寺社奉行に対し御目見の先例について鳥取藩が説明しなおしたと同様な意味合いで、大谷・村川家の側が竹島渡海の先例・由緒について改めて説明しなおす必要があると考えても当然である。それはいきおい由緒の正しさを強調することとなったから、竹島渡海の歴史をより古く遡らせて説明することともなった。ここに寛永初年竹島渡海免許を元和四年のものと主張する根拠があつ

た。

一方、公義御目見の取持ちを担わなくなった阿部四郎五郎家ではあつたが、その延宝九(九月に天和改元)年に、今後の竹島・松島渡海について「寄合之所務」にするよう大谷・村川に提案し、合意させている(二)(2)。この事実は、それまでなされてきた阿部家の竹島渡海への関与が私的なものであつて、幕府意志を背景にした公的資格を帯びた関与ではなかったことをも示唆している。また「寄合之所務」への変更も、史料上は近年の竹島・松島周辺での収益減少を主たる動機として説明されているが(史料10)、そこに延宝九年七月の事態の影響を読み取る可能性も皆無とはしない。

いずれにせよ、延宝九年を境にして竹島渡海にはひとつの変化が生じたのである。

むすびにかえて

慶長一九(一六一四)年、東萊府使尹守謙・朴慶業と対馬藩との間で書契の往復がなされ、朝鮮領である竹島への日本人渡航・入居が事実上禁止であることが確認された。また、竹島に渡海・居住していた鷺坂弥左衛門父子は、元和六(一六二〇)年、幕命にもとづいて(目公儀以御朱印)派遣された対馬藩士らの手によって捕えられた。そして、寛永一四(一六三七)年に竹島渡海の帰り朝鮮半島に漂着した村川市兵衛船一行を朝鮮側から引き取る際、倭館の対馬藩士は「今程竹嶋ニ船渡り申上候事、從公義御法度様ニ承及申上候」と記す。

こうしたことからすると、慶長一九年以後、対馬藩は基本的に日本人の竹島渡航・居住は禁止事項であると理解していた。また、元和六年鷺坂弥左衛門父子の一件からすれば、このころの幕府もまた、竹島への日本人渡航は禁止すべきこととして理解していた。

しかしながら幕府にあつては、そうした竹島渡海禁止の方針がきちんと継承されなかつた。寛永二年(または元年)に「竹島渡海免許」なるものを発給したのは、幕府は敢えてその問題に踏み込まなかつた。渡海免許の更新をすることはなかつたが、竹島渡海禁止方針にかかわる幕閣の共通認識も公式見解もまたず、その一方で「竹島」の名を冠した珍品を献上品として収めるなど、曖昧に対処しつづけた。

ところで、元禄五(一六九二)年三月、竹島で大谷・村川船は多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの漁獲をあげることもできずに四月五日に伯耆国米子へ帰着した。あくる元禄六年四月にも竹島には朝鮮人出漁者が多かった。二年続けて漁にならなかつた大谷・村川船は、竹島にいた朝鮮人のうち二人を米子へ連れ帰り、四月末に米子詰鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。五月、鳥取藩江戸藩邸は月番老中土屋相模守に事情を報じた。その際、鳥取藩側が「向後彼嶋江朝鮮人不参候様致シ、鮑をも前之通献上をも仕度」と述べたところ、老中はその旨を「御聞届」になつたという。これすなわち「元禄竹島一件」の発端である。江戸幕府はこのち竹島への朝鮮人出漁禁止を求めるよう対馬藩に命じ、竹島および周辺海域の利権をめぐる日朝外交交渉に突入することとなるからである。

ここで右の経過にも明らかのように、竹島における大谷・村川船と朝鮮人漁民との競合にかかわる元禄六年の訴えは、鳥取藩を介して幕府に届けられたのであつて、阿部家を介したものではなかつた。これは、竹島渡海をめぐる鳥取藩と大谷・村川家との関係が延宝九年以後に変化したことを前提しなければ理解できないことがらである。そして旗本阿部家の仲介ではなく、大名家からの仲介であつたがゆえに今回の事件が表沙汰となり「竹島一件」へと発展してゆくこととなつた。曖昧な処理では済まされなくなつたのである。

されず、同三年にはなされているから、右史料を寛永二年のものと考えても傍線部(○)は史実と矛盾しない。一方、五月一日付(傍線(○))で村川・大屋が阿部あてに差し出した書状には、今年竹島渡海を行わずに延期する旨の内容(傍線(△))が記されていた。右史料を寛永二年の書状とし、かつ「竹島渡海免許」もまた寛永二年の発給と考えると、五月一日付村川・大屋書状は「竹島渡海免許」発給以前に差し出したこととなる。しかしながら、右書状の文面では既に村川・大屋の年寄中に対する「御礼」を行うことが議論に上つていて、五月一日付村川・大屋書状もまた「竹島渡海免許」発給ののちのことと解する方が良さそうである。そこで、右史料を寛永二年のものとする場合、「竹島渡海免許」発給を寛永元年とする方が内容的に矛盾を生じない。

(8) 「川上健三」五一頁。原典は大谷家文書(大谷家目録1-19か?)。以下、大谷家文書については、「大谷文子」第三章「大谷家古文書目録」の整理番号と照合して示す。

(9) 「元和四年竹島渡海免許」が異国渡海朱印状とも異なり、寛永八年奉書船制度の奉書とも異なつてゐること自体は、すでに「内藤正中一九九八」が指摘している。ただし、右論稿は、どのような点が異なつてゐるかに着目することはなく、形態の差異を越えて「幕府が渡海免許を発給した」という事実に着目している。

(10) 「朝尾直弘」五三頁。なお奉書船制度における奉書については、異国への渡海許可について記された老中文書で海外へ携行したものとす理解もあり、議論が定まらない。「太田勝也」。しかし仮にこの場合であつても、その奉書は異国渡海朱印状の代わりに発給される以上、宛先は海外へ赴く貿易商人となるであろうから、やはり「竹島渡海免許」の書式とは異なつてくる。

(11) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛文六年八月一日条  
(12) 『鳥取県郷土史』四六四～五頁

注

(1) 『鳥取藩史』六、四六六～六七頁。なお、傍線は池内、以下同様。

(2) 『寛政重修諸家譜』永井尚政、井上正就各人の項。

(3) 国立国会図書館蔵対馬藩宗家史料「分類紀事大綱」十四、寛永十四年七月十七日之日帳、八月十日之日帳

(4) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛永十四年八月十四日之日帳

(5) 国立国会図書館蔵対馬藩宗家史料「深見弾右衛門古帳之写」(寛永一四年)七月一〇日条。なお、この史料の所在については米谷均氏のご教示を得た。

(6) 「漂倭入送贈録」、ソウル大学校奎章閣、丁丑(寛永一四年)七月一六日条

(7) 当時における年数の数え方の慣行に従えば、寛永一四年の二三年前とは寛永二年のことを指す。しかしながら「竹島渡海免許」の発給を寛永二年五月一六日とすると、次の史料を寛永二年のものとした場合にいささか問題を生じてくるように思われる。

(a) 五月十一日之御飛札十月七日ニ参着。具に披見、井出雲紙拾束贈賜遠路御志之程別而令満足候、然者(b)竹島へ渡海之儀当年者延引之由尤ニ存候、如来意小嶋之儀ニ候間、年を隔被相渡可然候。将又(c)当年御上落も候は、出京ニ而御礼可被申上処ニ、左無之ニ付、私慮之由無余儀儀共ニ候、(d)来年於御上落者被罷上、御年寄中へ被懸御目候儀外夷共肝要之至ニ候、事々期後慶之時候、恐々謹言  
十月七日 阿部四郎五郎 正之(花押)

村川市兵衛殿  
大屋九右衛門殿

御返事

〔村川氏旧記〕

右の史料は『伯耆志』(『因伯耆書』第四冊、四〇九頁)にも引用され、そこでは寛永二年のものとされている。徳川家光の上洛が寛永二年にはな

(13) 「中村榮孝、四五七頁」。「池内敏 付録年表」整理番号1、「通航一覽」第四、六〇九頁(典拠は『韓録』、『交隣知津録』)和漂民送來之例」項には「元和四戊午年、馬多伊等七人將陵島ニ漁し漂流するを送る、是御和好後之始り也」とあり、『善隣通書』一七に収められた万曆四六(一六一八)年七月付の日本国対馬州太守あて朝鮮国礼曹参議書契では「倭人馬多伊等七人(中略)則乃住居三尾間。而往漁于隣島。遇風漂到者也」とする。

(14) 「中村榮孝、四五六～四五八頁」。「日鮮通交史 附釜山史」五三五頁に「袖谷記に曰、磯竹島は、昔、鷲坂弥左衛門父子渡此島陸居、自公儀以御朱印、対馬侍府中田舎者小船二艘以行捕之來也、是自日本行禁禁法故なり」とある。

(15) 「米子より竹島に赴くには一旦雲州雲津に着き、其より隠岐国島後福浦に渡り、福浦より竹島に直航するを常とす」(『鳥取藩史』六巻四六七頁、典拠は「池田家所蔵竹島関係文書・伯耆志」という)。

(16) 原典は『観聽隨筆』巻之中(島根県立図書館)  
(17) 『伯耆志』四一～二頁、「鳥取県郷土史」四六〇～一頁、「川上健三」九〇頁。ただし、右三書所収の史料には字句の異同がある。また、差出者の龜山庄左衛門は延宝九(一六八八)年四月に没しているため、この史料は延宝八年以前のものである。

(18) 一米子之村川市兵衛、此以前之ことくり付二来、当年分被成御借間、右之ことく書物取之置、かし可申候、委細者横川次太夫可被申候、以上

兵部 志摩 内匠  
島羽忠右衛門殿  
大塩七右衛門殿



(19) 『鳥取藩池田家史料』『控帳』寛永一五年一月一七日条、鳥取県立博物館  
 一、米子大屋藤兵衛再三頼出候付而、拝借銀四貫五百目被仰付旨、村上治部右衛門江申渡候事  
 (鳥取藩池田家史料)『控帳』元禄六年二月二日条

右史料の大谷藤兵衛は米子大谷家の別家筋にあたるが、元禄六年に当時七歳であった四代大谷九右衛門勝房の後見をつとめ、九右衛門を名乗って江戸参府をも勧めた人物である(『大谷文子』「竹島渡海由来記書抜控」四代目九右衛門勝房項)。また、「元禄六年八月一六日付、借銀四貫五百目を御公儀へ頼出の控(大谷家1-35)は右史料の「再三頼出候」とする記述と関連すると思われる。翌元禄七年に大谷・村川家から拝借銀の頼出がなされた際、鳥取藩は「拝借之儀者度々之儀故不被仰付候、嶋へ渡海之儀者簡亮之儀二候へハ御留難候間、勝手次第第二候」としてこれを拒んだ(鳥取藩池田家史料)『控帳』元禄七年一月二六日条。

- (20) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』寛文一一年二月二五日条
- (21) 『藩法集』二(鳥取藩)、四八八頁、御旧法御定制・五九六号
- (22) 『鳥取藩史』六卷二六五頁、殖産商工志、「幕府献上の魚」項
- (23) 対馬藩宗家史料『竹島一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館)元禄六年六月三日条
- (24) 『寛政重修諸家譜』阿部政重項
- (25) 三人の寺社奉行在任期間は、稲葉丹後守が延宝九年四月九日(天和元年一月一五日)、水野右衛門大夫が延宝九年二月一六日(貞享二年五月二一日)、松平山城守が延宝六年三月二三日(天和元年一月二八日)、『柳宮補任』一、五三頁)
- (26) 本多淡路守の寺社奉行在任は天和三年二月二日(貞享四年五月一四日)、坂本内記の寺社奉行は天和二年一〇月一六日(貞享四年五月一四日)、『柳宮補任』一、五四頁)
- (27) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄二年二月九日条

- 『寛政重修諸家譜』統群書類従完成会、一九六七年
- 『交隣知津録』、殿原小学校旧蔵本
- 『古事類苑』外交部、吉川弘文館、一九七八年
- 『新修鳥取市史』第二卷、鳥取市、一九八八年
- 『藩陣通書』一七、大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬藩宗家史料、目録四七六六
- 『大日本史料』十二編二十九、東京大学史料編纂所、一九二九年
- 『竹島考』上下、岡嶋正義、鳥取県立博物館蔵岡嶋家資料
- 『通航一覽』第四、国書刊行会、一九一三年
- 『鳥取県郷土史』鳥取県、一九三二年、名著出版復刻、一九七三年
- 『鳥取藩史』鳥取県立図書館、一九七一年
- 『日鮮通交史』附釜山史、釜山甲寅会、一九一四年
- 『伯耆志』、『因伯耆書』第四冊、一九七二年復刻、名著出版
- 『村川氏旧記』、東京大学史料編纂所
- 『柳宮補任』、東京大学出版会、一九六二

[表1] 朝鮮に漂着した竹島渡海船の積荷

寛永14年(村川市兵衛船)	寛文6年(大谷九右衛門船)
みつ之魚之油 314樽	串鮑 60連
干鮑 406連	ミチノ皮 350張
丸干鮑 4俵半	ミチノ油 70樽
塩あわび 2樽	材木 9株(楸幅2尺・厚1尺・長3間7株、椎1株、栢長1間1株)
みつ之魚之魚皮 53枚	
きくらげ 8俵	
みつノ魚ノ身 60俵	
*「深見郭右衛門古帳之写」寛永14年7月10日項	*岡嶋正義『竹嶋考』「大谷船漂到朝鮮国」項

[表2] 大谷・村川の御目見

○ 寛永3 (1626) 年	村川市兵衛正純、江戸参府	
○ 寛永15 (1638) 年	村川市兵衛正純・大谷九右衛門勝宗、江戸参府	
○ 正保2 (1645) 年	村川市兵衛正純、江戸参府	
○ 明暦3 (1657) 年	村川市兵衛正清、江戸参府	
○ 万治2 (1659) 年	大谷九右衛門勝実、江戸参府	
○ 万治5 (1665) 年	村川市兵衛正清、江戸参府	
○ 万治11 (1671) 年	大谷九右衛門勝実、江戸参府	
◆ 寛文13 (1673) 年	村川市兵衛、江戸参府	◆「御祐筆日記」
○ 延宝7 (1679) 年	大谷九右衛門勝信、江戸参府	*「御在国御在府日記」に記載ナシ
○◆延宝9 (1681) 年	村川市兵衛正勝、江戸参府	◆「御在国御在府日記」
○◆貞享2 (1685) 年	大谷九右衛門勝信、江戸参府	◆「御在国御在府日記」
○ 元禄2 (1689) 年	村川市兵衛正勝、江戸参府	*「御祐筆日記」に記載ナシ
○ 元禄7 (1694) 年	大谷九右衛門勝房、江戸参府	

○は大谷家文書で確認できる参府、◆は鳥取藩池田家史料で確認できる参府

- (28) 同前、『御在国在府日記』貞享二年二月七日条
- (29) 「中村栄孝」四五二〜四頁。
- (30) 注(14)に同じ。
- (31) 前掲「深見郭右衛門古帳之写」寛永一四年七月九日条
- (32) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄六年五月一日条

参考文献・史料

- 朝尾直弘『都市と近世社会を考える』朝日新聞社、一九九五年
- 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書房、一九九八年
- 李薫『朝鮮後期の独島領属論議』、『独島と対馬島』知性の泉社、ソウル、一九九六年
- 太田勝也『奉書船制度の「奉書」とは』、『古文書研究』四三、一九九六年
- 大谷文子『大谷家古文書』、非売品、一九八六年
- 梶村秀樹『竹島』独島問題と日本国家、『朝鮮研究』一八二、一九七八年、のち『朝鮮史と日本人』梶村秀樹著作集第一巻、明石書店、一九九二年
- 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、古今書院、一九六六年
- 内藤正中『僻島と因伯』鳥取県の日朝関係史(1)―、『北東アジア文化研究』二、鳥取女子短期大学北東アジア総合文化研究所、一九九五年
- 「元和四年竹島渡海免許をめぐる諸問題―鳥取県の日朝関係史(6)―」、『北東アジア文化研究』七、一九九八年
- 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年
- 藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』、校倉書房、一九九〇年
- 堀和生『一九〇五年日本の竹島領土編入』、『朝鮮史研究会論文集』二四、一九八七年
- 『大谷氏旧記』一〜三、東京大学史料編纂所